

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年2月27日

京都市中京区長 梅林 信彦

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
影山 敬志	京都市中京区壬生東大竹町 29番地1 セレーノ御前蛸薬師 105	実態調査に基づ く職権消除	令和8年2月18日
榎裕 大紀	京都市中京区壬生土居ノ内町 34番地3 ドーリアNEXT西院 3-C	実態調査に基づ く職権消除	令和8年2月18日
吉田 伸市	京都市中京区西ノ京東中合町 47番地 CARO藤住 508号	実態調査に基づ く職権消除	令和8年2月18日

(中京区役所市民総合窓口室)